

令和4年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和4年1月31日現在（住民基本台帳）	182,291	410,976	1,241.70 km ²

目 次

議案第 1 号	令和4年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 2 号	令和4年度富山市公債管理特別会計予算	1 1
議案第 3 号	令和4年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 5
議案第 4 号	令和4年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	1 9
議案第 5 号	令和4年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 3
議案第 6 号	令和4年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算	2 7
議案第 7 号	令和4年度富山市介護保険事業特別会計予算	3 1
議案第 8 号	令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 5
議案第 9 号	令和4年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	3 9
議案第 10 号	令和4年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算	4 3
議案第 11 号	令和4年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	4 7
議案第 12 号	令和4年度富山市競輪事業特別会計予算	5 1
議案第 13 号	令和4年度富山市農業集落排水事業特別会計予算	5 5
議案第 14 号	令和4年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	6 1
議案第 15 号	令和4年度富山市軌道整備事業特別会計予算	6 5
議案第 16 号	令和4年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	6 9
議案第 17 号	令和4年度富山市水道事業会計予算	7 3
議案第 18 号	令和4年度富山市工業用水道事業会計予算	7 7
議案第 19 号	令和4年度富山市公共下水道事業会計予算	7 9
議案第 20 号	令和4年度富山市病院事業会計予算	8 3
議案第 21 号	富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件	8 6
議案第 22 号	富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	8 7

議案第 2 3 号	富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 8
議案第 2 4 号	富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 0
議案第 2 5 号	富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件	9 1
議案第 2 6 号	富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例制定の件	9 2
議案第 2 7 号	富山市地区福祉センター条例を廃止する条例制定の件	9 4
議案第 2 8 号	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 5
議案第 2 9 号	富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件	9 7
議案第 3 0 号	富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件	9 9
議案第 3 1 号	とやまインキュベータ・オフィス条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 0
議案第 3 2 号	富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 1
議案第 3 3 号	富山市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 2
議案第 3 4 号	富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 4
議案第 3 5 号	富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 5
議案第 3 6 号	富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 6
議案第 3 7 号	富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 9
議案第 3 8 号	財産の無償貸付の件	1 1 0
議案第 3 9 号	市道路線の認定及び廃止の件	1 1 1

一 般 会 計

議案第 1 号

令和4年度富山市一般会計予算

令和4年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,898,256千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		73,127,689
	1 市民税	30,417,689
	2 固定資産税	31,204,000
	3 軽自動車税	1,294,000
	4 市たばこ税	2,378,000
	5 入湯税	66,000
	6 事業所税	3,657,000
	7 都市計画税	4,111,000
2 地方譲与税		1,356,800
	1 地方揮発油譲与税	300,000
	2 自動車重量譲与税	957,000
	3 森林環境譲与税	87,800
	4 特別とん譲与税	2,000
	5 航空機燃料譲与税	10,000
3 利子割交付金		49,000
	1 利子割交付金	49,000
4 配当割交付金		282,000
	1 配当割交付金	282,000
5 株式等譲渡所得割交付金		341,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	341,000
6 法人事業税交付金		1,213,000
	1 法人事業税交付金	1,213,000
7 地方消費税交付金		10,354,000
	1 地方消費税交付金	10,354,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000
9 自動車税環境性能割交付金		180,000
	1 自動車税環境性能割交付金	180,000
10 地方特例交付金		381,000
	1 地方特例交付金	350,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	31,000
11 地方交付税		15,500,000
	1 地方交付税	15,500,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		70,000
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
13 分担金及び負担金		93,237
	1 負担金	93,237
14 使用料及び手数料		2,605,528
	1 使用料	2,273,545
	2 手数料	331,983
15 国庫支出金		24,299,483
	1 国庫負担金	18,240,702
	2 国庫補助金	5,953,406
	3 委託金	105,375
16 県支出金		12,602,949
	1 県負担金	7,894,192
	2 県補助金	3,839,482
	3 委託金	869,275
17 財産収入		656,062
	1 財産運用収入	262,439
	2 財産売却収入	393,623
18 寄附金		121,100
	1 寄附金	121,100
19 繰入金		2,340,377
	1 特別会計繰入金	360,421
	2 基金繰入金	1,979,956
20 諸収入		3,212,231
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	12
	3 貸付金元利収入	1,312,929
	4 受託事業収入	66,137
	5 収益事業収入	130,000
	6 雑入	1,603,152
21 市債		19,052,800
	1 市債	19,052,800
歳 入 合 計		167,898,256

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		742,356
	1 議会費	742,356
2 総務費		21,117,696
	1 総務管理費	9,019,425
	2 企画費	9,230,748
	3 徴税費	1,673,995
	4 戸籍住民基本台帳費	864,010
	5 選挙費	187,835
	6 統計調査費	52,453
	7 監査委員費	89,230
3 民生費		66,053,664
	1 社会福祉費	31,022,198
	2 児童福祉費	29,732,936
	3 生活保護費	4,824,604
	4 市民生活費	371,391
	5 青少年女性費	102,534
	6 災害救助費	1
4 衛生費		9,721,285
	1 保健衛生費	5,416,389
	2 環境衛生費	4,304,896
5 労働費		594,725
	1 労働諸費	594,725
6 農林水産業費		4,701,186
	1 農業費	1,551,078
	2 農地費	2,255,284
	3 林業費	624,334
	4 水産業費	270,490
7 商工費		3,980,396
	1 商工費	3,980,396
8 土木費		21,694,610
	1 土木管理費	941,000
	2 道路橋りょう費	5,409,720
	3 河川水路費	710,325

(単位 千円)

款	項	金額
	4 港湾費	2,578
	5 都市計画費	13,834,197
	6 住宅費	796,790
9 消防費		4,991,497
	1 消防費	4,991,497
10 教育費		12,692,018
	1 教育総務費	1,981,166
	2 小学校費	4,617,517
	3 中学校費	3,004,416
	4 幼稚園費	334,559
	5 社会教育費	2,754,360
11 災害復旧費		23,500
	1 農林水産施設災害復旧費	21,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,500
12 公債費		21,485,323
	1 公債費	21,485,323
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		167,898,256

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消 防 施 設 整 備 事 業 費 (富山消防署南部出張所)	5 5 0 , 5 0 0	令和 4 年度	3 2 9 , 0 0 0
				令和 5 年度	2 2 1 , 5 0 0
10 教育費	2 小学校 費	校 舎 増 築 事 業 費 (新保小学校 (旧幼稚園舎) 大規模改修及び増築)	4 5 3 , 3 0 0	令和 4 年度	9 0 , 6 6 0
				令和 5 年度	3 6 2 , 6 4 0
		校 舎 改 築 事 業 費 (堀川小学校 (その2))	8 4 5 , 5 6 5	令和 4 年度	4 2 , 2 7 8
				令和 5 年度	8 0 3 , 2 8 7
	3 中学校 費	校 舎 改 築 事 業 費 (西部中学校 (その2))	1 , 0 3 2 , 4 2 5	令和 4 年度	5 1 , 6 2 1
				令和 5 年度	9 8 0 , 8 0 4

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中規模ホール大道具・楽器等備品購入費	自令和4年度至令和5年度	200,000
自治体情報セキュリティクラウド使用料	自令和5年度至令和8年度	34,464
ガラス美術館展覧会開催業務委託費	自令和4年度至令和5年度	30,000
ガラス美術館広報活動業務委託費	自令和4年度至令和5年度	5,000
納税通知書等運搬業務委託費	自令和4年度至令和5年度	600
子育て支援センター運営業務委託費	自令和5年度至令和9年度	44,225
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和5年度至令和7年度	6,211 及び利子相当額
富山市ファミリーパーク管理運営費	自令和5年度至令和7年度	9,360
山室中学校体育館改築工事設計業務委託費	自令和4年度至令和5年度	35,000
富山市土地開発公社による公共用地等先行取得事業費	自令和4年度至令和14年度	400,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和4年度至令和14年度	400,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	733,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	3,799,700			
社会福祉費	16,800			
児童福祉費	621,900			
環境衛生費	39,400			
農地費	339,200			
林業費	58,500			
水産業費	81,000			
商工費	3,500			
土木管理費	72,400			
道路橋りょう費	1,296,800			
河川水路費	319,400			
都市計画費	2,764,200			
住宅費	56,100			
消防費	524,900			
教育総務費	4,500			
小学校費	555,500			
中学校費	1,007,800			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育費	457,500			
臨時財政対策費	6,300,000			

公 債 管 理 特 別 会 計

議案第 2 号

令和4年度富山市公債管理特別会計予算

令和4年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,378,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,482,364
	1 一般会計繰入金	21,482,364
2 市債		2,896,626
	1 市債	2,896,626
歳入合計		24,378,990

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		24,378,990
	1 公債費	24,378,990
歳 出 合 計		24,378,990

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換費	2,896,626	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 3 号

令和4年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和4年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		300,351
	1 使用料	300,351
2 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
歳入合計		300,510

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場費		300,510
	1 駐車場管理費	300,510
歳 出 合 計		300,510

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

議案第 4 号

令和4年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和4年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,701千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		12,241
	1 一般会計繰入金	12,241
2 繰越金		25,048
	1 繰越金	25,048
3 諸収入		20,028
	1 貸付金元利収入	20,027
	2 雑入	1
4 市債		12,384
	1 市債	12,384
歳入合計		69,701

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		69,701
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	69,701
歳 出 合 計		69,701

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,384	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。

後期高齢者医療事業特別会計

議案第 5 号

令和4年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,678,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,974,481
	1 後期高齢者医療保険料	4,974,481
2 繰入金		6,680,174
	1 一般会計繰入金	6,680,174
3 諸収入		23,452
	1 受託事業収入	6,934
	2 償還金及び還付加算金	15,500
	3 雑入	18
	4 延滞金及び過料	1,000
歳入合計		11,678,107

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		135,735
	1 総務管理費	118,135
	2 徴収費	17,600
2 後期高齢者医療広域連合納付金		11,525,872
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	11,525,872
3 諸支出金		15,500
	1 償還金及び還付加算金	15,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,678,107

まちなか診療所事業特別会計

議案第 6 号

令和4年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和4年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,331千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 診療収入		83,784
	1 外来収入	83,784
2 介護収入		3,537
	1 在宅介護収入	3,537
3 使用料及び手数料		360
	1 手数料	360
4 繰入金		52,320
	1 一般会計繰入金	52,320
5 諸収入		330
	1 雑入	330
歳入合計		140,331

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		122,092
	1 施設管理費	122,092
2 医業費		18,239
	1 医業費	18,239
歳 出 合 計		140,331

介護保険事業特別会計

議案第 7 号

令和4年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和4年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,031,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,489,574
	1 介護保険料	9,489,574
2 使用料及び手数料		1,780
	1 総務手数料	1,780
3 国庫支出金		9,653,853
	1 国庫負担金	7,592,606
	2 国庫補助金	2,061,247
4 支払基金交付金		11,620,148
	1 支払基金交付金	11,620,148
5 県支出金		6,131,216
	1 県負担金	5,954,101
	2 県補助金	177,115
6 財産収入		1,661
	1 財産運用収入	1,661
7 繰入金		7,112,143
	1 一般会計繰入金	6,677,642
	2 基金繰入金	434,501
8 諸収入		21,292
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	6,289
歳入	合計	44,031,667

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		780,196
	1 総務管理費	363,808
	2 徴収費	37,230
	3 介護認定審査会費	378,654
	4 趣旨普及費	504
2 保険給付費		41,697,176
	1 介護サービス等諸費	38,846,522
	2 介護予防サービス等諸費	731,926
	3 その他諸費	44,395
	4 高額介護サービス等費	939,729
	5 高額医療合算介護サービス費	130,309
	6 特定入所者介護サービス等費	1,004,295
3 地域支援事業費		1,374,880
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,232,778
	2 一般介護予防事業費	58,464
	3 包括的支援事業・任意事業費	83,638
4 基金積立金		1,665
	1 基金積立金	1,665
5 諸支出金		177,750
	1 償還金及び還付加算金	20,150
	2 繰出金	157,600
歳 出 合 計		44,031,667

国民健康保険事業特別会計

議案第 8 号

令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,557,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,884,290
	1 国民健康保険料	5,884,290
2 国庫支出金		2,715
	1 国庫補助金	2,715
3 県支出金		24,007,967
	1 県負担金・補助金	24,007,967
4 財産収入		1,851
	1 財産運用収入	1,851
5 繰入金		2,624,819
	1 一般会計繰入金	2,361,190
	2 基金繰入金	263,629
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		36,130
	1 延滞金、加算金及び過料	3,003
	2 市預金利子	10
	3 雑入	33,117
歳入	合計	32,557,773

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		431,617
	1 総務管理費	364,789
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	3,354
	4 特別対策事業費	63,194
2 保険給付費		23,470,622
	1 療養諸費	20,492,812
	2 高額療養費	2,906,317
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	56,181
	5 葬祭諸費	13,860
	6 傷病手当金	1,152
3 国民健康保険事業費納付金		8,329,840
	1 医療給付費分	5,607,396
	2 後期高齢者支援金等分	2,068,885
	3 介護納付金分	653,559
4 保健事業費		280,867
	1 特定健康診査等事業費	214,604
	2 保健事業費	66,263
5 基金積立金		1,851
	1 基金積立金	1,851
6 公債費		375
	1 公債費	375
7 諸支出金		41,601
	1 償還金及び還付加算金	41,601
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		32,557,773

企業団地造成事業特別会計

議案第 9 号

令和4年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和4年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		83,246
	1 財産運用収入	83,246
2 繰入金		102,073
	1 一般会計繰入金	102,073
歳入合計		185,319

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 企業団地造成事業費		83,312
	1 企業団地造成事業費	83,312
2 公債費		102,007
	1 公債費	102,007
歳 出 合 計		185,319

牛岳温泉健康センター事業特別会計

議案第 1 0 号

令和 4 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
令和 4 年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 , 4 2 9 千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表
歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32
	1 使用料	32
2 繰入金		50,397
	1 一般会計繰入金	50,397
歳入合計		50,429

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 牛岳温泉事業費		50,429
	1 牛岳温泉事業費	50,429
歳 出 合 計		50,429

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 1 号

令和 4 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 4 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 5 , 3 9 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		90,000
	1 事業収入	90,000
2 繰入金		19,070
	1 一般会計繰入金	19,070
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2,325
	1 市預金利子	1
	2 雑入	2,324
5 市債		44,000
	1 市債	44,000
歳入合計		155,396

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スキー場事業費		149,894
	1 スキー場事業費	149,894
2 公債費		5,502
	1 公債費	5,502
歳 出 合 計		155,396

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スキーマ場 整備事業費	44,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第 1 2 号

令和 4 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 4 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 7, 2 9 4, 1 1 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		17,237,596
	1 競輪事業収入	17,237,596
2 財産収入		1,039
	1 財産運用収入	1,039
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		54,483
	1 市預金利子	50
	2 雑入	54,433
歳入合計		17,294,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪費		17,294,118
	1 競輪費	17,294,118
歳 出 合 計		17,294,118

農業集落排水事業特別会計

議案第 1 3 号

令和 4 年度 富山市 農業集落排水事業特別会計予算

令和 4 年度 富山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 6 8, 0 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,000
	1 分担金	1,000
2 使用料及び手数料		317,025
	1 使用料	317,025
3 繰入金		998,287
	1 一般会計繰入金	998,287
4 諸収入		26,604
	1 雑入	26,604
5 市債		25,100
	1 市債	25,100
歳入合計		1,368,016

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水整備費		481,399
	1 管理費	466,399
	2 農業集落排水建設費	15,000
2 公債費		886,617
	1 公債費	886,617
歳 出 合 計		1,368,016

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計適用移行支援業務委託費	令和 5 年度	15,730

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	25,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 4 号

令和 4 年度 富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 4 年度 富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1 6 , 6 0 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		169,257
	1 使用料	169,257
2 財産収入		30,973
	1 財産運用収入	30,973
3 繰入金		190,329
	1 一般会計繰入金	190,329
4 諸収入		26,043
	1 雑入	26,043
歳入合計		416,602

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公設地方卸売市場費		327,000
	1 総務管理費	216,753
	2 建設事業費	110,247
2 公債費		89,602
	1 公債費	89,602
歳 出 合 計		416,602

軌道整備事業特別会計

議案第 1 5 号

令和 4 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 4 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 , 9 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 寄附金		100
	1 寄附金	100
4 諸収入		132
	1 雑入	132
5 繰越金		2,410
	1 繰越金	2,410
歳入合計		25,972

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 軌道整備事業費		25,972
	1 軌道整備事業費	25,972
歳 出 合 計		25,972

賃貸住宅・店舗事業特別会計

議案第 1 6 号

令和 4 年度 富山市 賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 4 年度 富山市 の 賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 8 , 7 9 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		105,929
	1 使用料	105,929
2 財産収入		16
	1 財産運用収入	16
3 諸収入		11,922
	1 雑入	11,922
4 繰入金		140,932
	1 基金繰入金	4,572
	2 一般会計繰入金	136,360
歳入	合計	258,799

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 賃貸住宅・店舗事業費		187,507
	1 総務費	187,507
2 公債費		71,292
	1 公債費	71,292
歳 出 合 計		258,799

水 道 事 業 会 計

議案第 17 号

令和 4 年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	1 9 4 , 3 7 8 栓
(2) 年 間 総 給 水 量	4 3 , 4 9 2 , 0 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1 1 9 , 1 5 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 施 設 費	4 , 1 0 6 , 0 7 7 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	7 , 6 5 6 , 1 2 2 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6 , 5 9 1 , 1 0 0 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 0 6 3 , 2 0 3 千円	
第 3 項 特 別 利 益	1 , 8 1 9 千円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費	7 , 1 5 8 , 1 5 7 千円	
第 1 項 営 業 費 用	6 , 4 0 6 , 9 1 6 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	7 3 8 , 7 9 8 千円	
第 3 項 特 別 損 失	1 1 , 4 4 3 千円	
第 4 項 予 備 費	1 , 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 833, 101 千円は、過年度分損益勘定留保資金 854, 644 千円、当年度分損益勘定留保資金 2, 634, 461 千円及び当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 343,996 千円で補填するものとする。
)。

収		入
第1款	資本的収入	3,199,810 千円
第1項	企業債	2,587,400 千円
第2項	他会計出資金	81,769 千円
第3項	他会計負担金	14,900 千円
第4項	固定資産売却代金	2,806 千円
第5項	国庫補助金	475,900 千円
第6項	工事負担金	37,035 千円
支		出
第1款	資本的支出	7,032,911 千円
第1項	建設改良費	4,545,099 千円
第2項	企業債償還金	2,487,812 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	東上下水道 サービスセ ンター中央 監視設備 移設工事	236,500千円	令和4年度	192,600千円
				令和5年度	43,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費	2,587,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及

			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
--	--	--	-----------------------------	----------------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 809,363千円
(2) 交際費 168千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、46,043千円と定める。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

工業用水道事業会計

議案第 18 号

令和 4 年度富山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	18 事業所
(2) 年間総給水量	31,609,000 m ³
(3) 1 日平均給水量	86,600 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		477,371 千円
第 1 項 営業収益		452,008 千円
第 2 項 営業外収益		25,363 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		336,416 千円
第 1 項 営業費用		301,222 千円
第 2 項 営業外費用		31,820 千円
第 3 項 特別損失		3,274 千円
第 4 項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 205,919 千円は、過年度分損益勘定留保資金 196,351 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,568 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		20,017 千円

第1項	固定資産売却代金	17千円
第2項	工事負担金	20,000千円
	支	出
第1款	資本的支出	225,936千円
第1項	建設改良費	125,302千円
第2項	企業債償還金	100,634千円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、130,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,988千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

公共下水道事業会計

議案第 19 号

令和 4 年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	1 2 6 , 4 5 0 戸
(2) 年間総処理水量	5 6 , 4 3 6 , 2 1 2 m ³
(3) 1 日平均処理水量	1 5 4 , 6 2 0 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	3 , 7 5 4 , 0 0 0 千円
流域関連公共下水道築造費	8 5 5 , 0 0 0 千円
特定環境保全公共下水道築造費	1 0 0 , 5 0 0 千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	2 6 2 , 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道事業収益	1 6 , 6 5 3 , 8 8 6 千円
第 1 項	営業収益	1 2 , 0 3 3 , 1 3 2 千円
第 2 項	営業外収益	4 , 6 2 0 , 7 5 4 千円
支		出
第 1 款	下水道事業費	1 4 , 5 5 2 , 6 8 5 千円
第 1 項	営業費用	1 2 , 7 4 5 , 2 3 3 千円
第 2 項	営業外費用	1 , 7 9 0 , 4 5 2 千円
第 3 項	特別損失	1 6 , 0 0 0 千円
第 4 項	予備費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 , 5 4 9 , 7 7 2 千円

は、過年度分損益勘定留保資金1,437,720千円、当年度分損益勘定留保資金5,817,693千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,359千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		7,428,855千円
第1項	企業債		3,554,840千円
第2項	国庫補助金		1,943,230千円
第3項	他会計出資金		1,786,620千円
第4項	負担金及び分担金		139,248千円
第5項	貸付金返還金		4,917千円
		支	出
第1款	資本的支出		14,978,627千円
第1項	建設改良費		5,607,074千円
第2項	企業債償還金		9,364,553千円
第3項	投資		7,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	618,000千円	令和4年度	352,000千円
				令和5年度	266,000千円
		呉羽苑 貯留池 整備事業費	745,000千円	令和4年度	570,000千円
				令和5年度	175,000千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	下富居 貯留池 整備事業費	800,000千円	令和4年度	280,000千円
				令和5年度	320,000千円
				令和6年度	200,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	2,922,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借換費	632,840千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用

する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 562,626千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、54,198千円である。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

病 院 事 業 会 計

議案第 20 号

令和 4 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
5 3 9 床	5 0 床	6 床	5 9 5 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	1 5 7 , 3 1 5 人	外 来	2 5 7 , 2 4 6 人
-----	-----------------	-----	-----------------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	4 3 1 人	外 来	1 , 0 5 9 人
-----	---------	-----	-------------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	5 8 4 , 6 5 2 千円
--------------	------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1 3 , 6 7 7 , 5 2 5 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 収 益	1 2 , 2 9 0 , 0 6 4 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 収 益	1 , 3 8 7 , 4 5 1 千円
-----------------	----------------------

第 3 項 特 別 利 益	1 0 千円
---------------	--------

支 出

第 1 款 病院事業費	1 3 , 9 7 3 , 4 0 4 千円
-------------	------------------------

第 1 項 医 業 費 用	1 3 , 7 4 0 , 0 9 5 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 費 用	2 3 3 , 0 0 9 千円
-----------------	------------------

第 3 項 予 備 費	3 0 0 千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額637,879千円は過年度分損益勘定留保資金584,729千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,150千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		715,893千円
第1項	企業債		542,300千円
第2項	出資金		170,446千円
第3項	県補助金		3,137千円
第4項	寄附金		10千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,353,772千円
第1項	建設改良費		584,652千円
第2項	企業債償還金		769,120千円
	(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	542,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7, 587, 655千円

(2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、466, 974千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1, 520, 750千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療器械	高圧蒸気滅菌装置	2台
	医療器械	CTスキャン装置	1台
	医療器械	X線透視撮影装置	1台

令和4年2月28日提出

富山市長 藤 井 裕 久

議案第 2 1 号

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
富山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例

富山市事務分掌条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

1 0 建設部の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項を 1 1 建設部の項とし、6 環境部の項から 9 活力都市創造部の項までを 1 項ずつ繰り下げ、5 市民生活部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同項を 6 市民生活部の項とし、4 こども家庭部の項を 5 こども家庭部の項とし、3 福祉保健部の項を 4 福祉保健部の項とし、2 財務部の項の次に次のように加える。

3 防災危機管理部

- (1) 危機管理及び防災に関する事項
- (2) 交通安全及び防犯に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（富山市国民保護協議会条例の一部改正）

- 2 富山市国民保護協議会条例（平成 1 8 年富山市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「建設部」を「防災危機管理部」に改める。

議案第 2 2 号

富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

富山市個人情報保護条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護
に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情
報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に
改める。

第 3 5 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 5 3 条第 1 項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 2 条（第 2 号を除く。
）」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条の 2
の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 2 3 号

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
富山市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア (ア) を削り、同号ア (イ) 中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中 (イ) を (ア) とし、(ウ) を (イ) とする。

第 2 3 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 7 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 8 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう

にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	年額 18,600円
----------	------------

を

」

「

スポーツ推進委員	年額 18,600円
学校運営協議会委員	年額 5,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 5 号

富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件
富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例
富山市民生委員定数条例（平成 2 6 年富山市条例第 6 0 号）の一部
を次のように改正する。

本則中「8 8 5 人」を「8 9 1 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例制定の件
富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市立看護専門学校条例（平成 17 年富山市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「5,000 円」を「8,000 円」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（入学金）

第 6 条 学校への入学を許可された者は、入学金として 27,000 円を入学手続の際、納付しなければならない。

2 既納の入学金は、還付しない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、入学金の額を減額し、又は免除することができる。

第 2 条 富山市立看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「1 万円」を「13,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の富山市立看護専門学校条例第 6 条の規定は、令和 5 年度以後に入学をする者について適用する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の富山市立看護専門学校条例第7条の規定は、令和5年度以後に入学をする者に係る授業料について適用し、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において在学し、施行日以後引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

議案第 2 7 号

富山市地区福祉センター条例を廃止する条例制定の件
富山市地区福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。
令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市地区福祉センター条例を廃止する条例
富山市地区福祉センター条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 3 8 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「児童等（法第 33 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第 26 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

（富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運

営に関する基準を定める条例（平成２６年富山市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項の表第１２条の項中「児童等（法第３３条の７に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

議案第 29 号

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例
富山市まちなか総合ケアセンター条例（平成 28 年富山市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（施設等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。
2 センターは、富山市産後ケア応援室（以下「応援室」という。）
において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 出産後 4 月を経過しない母及び乳児を応援室に宿泊させ、又は通所させて、当該母及び乳児の心身の状態に応じた保健指導又は育児に関する指導、相談その他の支援を行う事業
- (2) 乳児を一時的に預かり、必要な支援を行う事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、妊産婦及び乳児の支援に関する事業

第 5 条第 1 項中「富山市産後ケア応援室（以下「応援室」という。）」を「応援室」に改め、「各号」の次に「（前条第 2 項第 2 号に掲げる事業にあつては、第 1 号）」を加える。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号」に改める。

別表中

「

講座	1 回につき	800	を
----	--------	-----	---

」

「

一時預かり	1回4時間につき	900
講座	1回につき	800

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 30 号

富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件
富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

富山市附属機関設置条例（平成 27 年富山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 病院事業管理者の附属機関の表富山市民病院治験審査委員会の項を削り、同表富山市民病院地域医療支援病院委員会の項中「市民病院が」を「富山市立富山市民病院（以下この表において「市民病院」という。）が」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

とやまインキュベータ・オフィス条例の一部を改正する条例制定の件

とやまインキュベータ・オフィス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

とやまインキュベータ・オフィス条例の一部を改正する条例
とやまインキュベータ・オフィス条例（平成 1 7 年富山市条例第 1
9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「1 年」を「3 年」に改め、同条ただし書中「これを 2 年
を限度として」を「その承認の期間を 5 年まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件
富山市林道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市林道条例の一部を改正する条例
富山市林道条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表大沢野八尾線の項中「八尾町上笹原字中根」を「八尾町茗ヶ原字田ノ原」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 3 号

富山市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

富山市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例

富山市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 8 年富山市条
例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア 政令第 2 9 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる土地の区域
（同条第 4 号及び第 6 号に掲げる土地の区域にあつては、それ
ぞれ災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除
く。）

イ 政令第 2 9 条の 9 第 7 号に掲げる土地の区域として規則で定
める区域

第 6 条第 1 項中「政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土
地の区域として規則で定めるもの」を「第 4 条第 1 号に規定する土地
の区域」に改める。

第 7 条第 1 項中「政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土
地の区域として規則で定めるもの」を「第 4 条第 1 号に規定する土地
の区域」に改め、「以外の区域」の次に「であるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の富山市開発行為等の許可の基準に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
富山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市営住宅条例の一部を改正する条例

富山市営住宅条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市営住宅（借上げによる市営住宅及び第 2 条第 1 号イに規定する市営住宅を除く。）の表千里団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 5 号

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条第 4 項第 2 号中「1 0 , 9 6 9 . 0 ヘクタール」を「1 0 ,
9 8 1 . 4 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「3 8 5 , 5 4 0 人」
を「3 8 6 , 3 3 0 人」に改め、同項第 4 号中「2 6 3 , 4 9 4 立方
メートル」を「2 6 4 , 2 5 7 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 6 号

富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
富山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市消防団条例の一部を改正する条例

富山市消防団条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第 7 条第 1 項中「、免職する」を「免職の処分をする」に改め、同条第 2 項中「1 年」を「1 月」に改める。

第 8 条第 1 項中「服務する」を「職務に従事する」に改め、同条第 2 項中「水火災その他の災害が発生したときは」を「、水火災又は地震等の災害（以下単に「災害」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、」に、「服務につかなければ」を「職務に従事しなければ」に改める。

第 1 3 条を次のように改める。

（報酬）

第 1 3 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表に定める額の年額報酬を支給する。

3 団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合には、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害による職務 1 日につき 8, 0 0 0 円（4 時間未満の場合にあっては、4, 0 0 0 円）

(2) 警戒 1 日につき 2, 0 0 0 円

(3) 訓練 1 日につき 2, 0 0 0 円

(4) 前 3 号に掲げる職務以外の職務 1 日につき 2, 0 0 0 円

- 4 前2項の規定による報酬は、次に定めるところにより支給する。
- (1) 年額報酬については、4月1日から9月30日までの分及び10月1日から翌年3月31日までの分の2期に分け、別表に定める額に100分の50を乗じて得た額を、それぞれ当該期間の終了する日の属する月の翌月末日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、この日前において、この日に最も近い休日等でない日。次号において同じ。）に支給する。
- (2) 出勤報酬については、4月1日から9月30日までの分及び10月1日から翌年3月31日までの分を、それぞれ当該期間の終了する日の属する月の翌月末日に支給する。
- 5 団員が次の各号のいずれかに該当する場合における前項第1号の規定により支給する年額報酬の額については、同号の規定にかかわらず、それぞれ同号に規定する期間における勤務月数（団員がその職を離れた場合は、その日の属する月を含む。）に応じて月割により計算した額とする。
- (1) 年度の途中において、団員に任命され、若しくはその職を離れた場合又は団員として勤務しない期間がある場合
- (2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合
- 6 年額報酬及び出勤報酬の支給日について、第4項各号の規定により難い特別の事情がある場合は、市長が別に定める日に支給することができる。
- 第14条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第1項の場合を除き、団員」を「団員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第4項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。
- 第15条を削り、第16条を第15条とする。
- 別表中「95,000円」を「82,500円」に、「54,00

0円」を「50,500円」に、「44,000円」を「45,500円」に改め、「部長」の次に「及び班長」を加え、「33,000円」を「37,000円」に改め、同表班長の項を削り、同表中「22,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市消防団条例（以下この項において「新条例」という。）第13条（出動報酬に係るものに限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始した新条例第8条の規定による職務の従事について適用し、施行日前に開始した改正前の富山市消防団条例（次項において「旧条例」という。）第8条の規定による服務については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの分の旧条例第13条に規定する職務報酬及び技術報酬については、なお従前の例による。

議案第 3 7 号

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
の件

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
富山市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9
1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年
金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施
行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 38 号

財産の無償貸付の件

次のとおり建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 建物

(1) 山田米乾燥調製育苗施設

①場 所 富山市山田中瀬4309番地1

②構 造 鉄骨造平屋建

③床面積 1,917.8㎡

イ) 施設

(1) 育苗用施設（パイプハウス30棟）

(2) その他事業用設備

2 貸付の目的 山田村農業協同組合農業用施設

3 貸付の相手方 富山市山田中村244番地
山田村農業協同組合
代表理事組合長 若林 正幸

4 無償貸付の期間 令和4年4月1日から1年間

議案第 39 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和4年2月28日提出

富山市長 藤井裕久

市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
1-3401	区画街路第3401号線	富山市 蛭 町 1番	1地先
		富山市 常 盤 町 1番	7地先
8-123	石坂26号線	富山市 石坂新字三反 384番	18地先
		富山市 石坂新字野儀和 417番	5地先
8-153	安養坊17号線	富山市 安養坊字三ヶ天 577番	1地先
		富山市 安養坊字三ヶ天 576番	8地先
9-173	五福39号線	富山市 五福字山下 6113番	地先
		富山市 五福字藤子 477番	14地先
9-174	五福40号線	富山市 五福字御用地 4971番	6地先
		富山市 五福字御用地 5027番	15地先
9-175	五福41号線	富山市 五福字御用地 4943番	12地先
		富山市 五福字御用地 5027番	14地先
13-177	中田19号線	富山市 中田二丁目 97番	2地先
		富山市 中田二丁目 97番	7地先
13-222	田畑11号線	富山市 田畑字上竹 833番	1地先
		富山市 田畑字上竹 727番	2地先
13-226	中田20号線	富山市 中田二丁目 98番	3地先
		富山市 中田二丁目 96番	10地先
15-147	下飯野12号線	富山市 下飯野字道田 38番	1地先
		富山市 下飯野字馬塚 9番	1地先
16-466	水落12号線	富山市 水落一丁目 90番	6地先
		富山市 水落一丁目 55番	1地先
16-467	水落13号線	富山市 水落一丁目 85番	1地先
		富山市 水落一丁目 87番	38地先
16-468	水落14号線	富山市 水落一丁目 87番	17地先
		富山市 水落一丁目 87番	42地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
16-469	水 落 1 5 号 線	富山市 水 落 一 丁 目	48番 32地先
		富山市 水 落 一 丁 目	48番 34地先
16-470	水 落 1 6 号 線	富山市 水 落 一 丁 目	48番 2地先
		富山市 水 落 一 丁 目	19番 37地先
16-471	水 落 1 7 号 線	富山市 水 落 一 丁 目	20番 22地先
		富山市 水 落 一 丁 目	20番 18地先
16-472	水 落 1 8 号 線	富山市 水 落 一 丁 目	19番 24地先
		富山市 水 落 一 丁 目	19番 36地先
16-473	水 落 1 9 号 線	富山市 水 落 一 丁 目	89番 11地先
		富山市 水 落 一 丁 目	89番 13地先
16-474	豊 若 町 4 9 号 線	富山市 豊 若 町 一 丁 目	296番 7地先
		富山市 豊 若 町 一 丁 目	282番 2地先
17-139	中 富 居 4 号 線	富山市 中 富 居	1番 19地先
		富山市 中 富 居	87番 15地先
17-141	中 富 居 6 号 線	富山市 中 富 居	81番 9地先
		富山市 中 富 居	81番 6地先
17-176	鍋 田 1 1 号 線	富山市 鍋 田	11番 5地先
		富山市 鍋 田	5番 24地先
17-240	中 富 居 鍋 田 2 号 線	富山市 中 富 居	87番 9地先
		富山市 鍋 田	5番 25地先
17-241	中 富 居 鍋 田 3 号 線	富山市 中 富 居	87番 3地先
		富山市 鍋 田	5番 13地先
17-242	中 富 居 2 4 号 線	富山市 中 富 居	79番 24地先
		富山市 中 富 居	79番 10地先
19-301	上 飯 野 1 6 号 線	富山市 上 飯 野 字 正 源 田	25番 26地先
		富山市 上 飯 野 字 正 源 田	13番 8地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
19-559	上飯野34号線	富山市 上飯野字正源田	13番 18地先
		富山市 上飯野字正源田	13番 21地先
19-560	新庄町二丁目4号線	富山市 新庄町二丁目	17番 5地先
		富山市 新庄町二丁目	17番 16地先
20-359	開 3 2 号 線	富山市 開	751番 5地先
		富山市 開	751番 14地先
20-426	大島34号線	富山市 大島二丁目	22番 2地先
		富山市 藤 木	2731番 3地先
20-427	藤木79号線	富山市 藤 木	2731番 14地先
		富山市 藤 木	2744番 7地先
20-428	藤木80号線	富山市 藤 木	2731番 25地先
		富山市 大島二丁目	3番 5地先
20-429	大江干27号線	富山市 大江干	76番 13地先
		富山市 大江干	76番 11地先
21-50	長江9号線	富山市 長江一丁目	765番 5地先
		富山市 長江一丁目	716番 15地先
22-667	山室56号線	富山市 山室字浦田割	58番 1地先
		富山市 山室字浦田割	89番 7地先
22-668	山室57号線	富山市 山室字浦田割	47番 1地先
		富山市 山室字浦田割	50番 1地先
23-477	本郷町4区14号線	富山市 本郷町字水上割	167番 1地先
		富山市 本郷町字水上割	167番 10地先
23-478	本郷町1区26号線	富山市 本郷町字水懸割	190番 10地先
		富山市 本郷町字水懸割	184番 20地先
23-479	堀川28号線	富山市 堀 川 町	467番 地先
		富山市 堀 川 町	467番 地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
24-423	赤 田 7 1 号 線	富山市 赤 田 254番	3地先
		富山市 赤 田 252番	6地先
25-196	西荒屋区画13号線	富山市 西 荒 屋 753番	1地先
		富山市 西 荒 屋 772番	地先
25-222	西荒屋区画14号線	富山市 西 荒 屋 773番	2地先
		富山市 西 荒 屋 219番	5地先
52-1460	下大久保18号線	富山市 下大久保字十番割 2540番	4地先
		富山市 下大久保字十番割 2540番	36地先
52-1461	下大久保19号線	富山市 下大久保字十番割 2540番	15地先
		富山市 下大久保字十番割 2540番	19地先
52-1462	下大久保20号線	富山市 下大久保字四番割 1653番	19地先
		富山市 下大久保字四番割 1653番	30地先
82-554	上 田 島 2 号 線	富山市 婦 中 町 上 田 島 115番	1地先
		富山市 婦 中 町 上 田 島 109番	10地先
82-555	上 田 島 3 号 線	富山市 婦 中 町 上 田 島 89番	1地先
		富山市 婦 中 町 上 田 島 88番	11地先
88-438	高日附南台団地線	富山市 婦 中 町 高 日 附 791番	2地先
		富山市 婦 中 町 高 日 附 762番	5地先
88-531	高日附南台団地2号線	富山市 婦 中 町 高 日 附 732番	2地先
		富山市 婦 中 町 高 日 附 737番	3地先
88-532	高日附南台団地3号線	富山市 婦 中 町 高 日 附 733番	7地先
		富山市 婦 中 町 高 日 附 733番	5地先

市道廃止調書

図面 対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
1-3401	区画街路第3401号線	富山市 蛭 町 1番	1地先
		富山市 中央通り一丁目 1番	4地先
8-123	石坂26号線	富山市 石坂字野儀和 384番	18地先
		富山市 石坂字野儀和 476番	6地先
13-177	中田19号線	富山市 中田二丁目 98番	3地先
		富山市 中田二丁目 97番	7地先
13-222	田畑11号線	富山市 田畑字上竹 833番	1地先
		富山市 田畑字上竹 833番	1地先
17-139	中富居4号線	富山市 中富居字大豆田割 1番	19地先
		富山市 中富居字大豆田割 1番	34地先
17-141	中富居6号線	富山市 中富居字大豆田割 1番	41地先
		富山市 中富居字大豆田割 1番	41地先
17-176	鍋田11号線	富山市 鍋田字西坪割 11番	5地先
		富山市 鍋田字西坪割 11番	6地先
19-301	上飯野16号線	富山市 上飯野字正源田 25番	28地先
		富山市 上飯野字正源田 25番	3地先
20-359	開 3 2 号線	富山市 開 751番	5地先
		富山市 開 751番	3地先
21-50	長江9号線	富山市 長江字中ノ島割 765番	5地先
		富山市 長江字中ノ島割 753番	9地先
25-196	西荒屋区画13号線	富山市 西 荒 屋 755番	地先
		富山市 西 荒 屋 772番	地先
88-271	千里住宅団地線	富山市 婦 中 町 島 田 261番	地先
		富山市 婦 中 町 島 田 261番	地先
88-438	高日附南団地線	富山市 婦 中 町 高 日 附 791番	2地先
		富山市 婦 中 町 高 日 附 762番	6地先